

延慶改元・改暦への鎌倉幕府の関与について

福島金治

『大唐陰陽書』付載文書の検討をてがかりにして

A Study of Interferences of the Kamakura Shogunate with the Era Name Change / Calendrical Reform to Enkyō:

Based on the Analysis of Documents Appended to *Daitō Inyōsho*

FUKUSHIMA Kaneharu

はじめに

- ① 島津家本『大唐陰陽書』付載の延慶改暦文書の検討
- ② 延慶改元・改暦時の公武交渉について
- ③ 六波羅探題金沢貞顕と朝廷との関係
おわりに

【論文要旨】

延慶改元は徳治三（一三〇八）年の後二条天皇の死去と花園天皇の踐祚を契機に行われた。延慶改元は鎌倉幕府が天皇の管轄事項である改元に関与した例とされるが、従来、改元の問題は即位過程の中で実施された改暦と切り離されて論じられてきた。島津家本『大唐陰陽書』に付載された伏見上皇院宣と得宗北条貞時書状は、延慶改暦に功のあった宿曜師宣算を褒賞したものである。本稿では、これと花園天皇の即位に到る過程、および朝廷への窓口である六波羅探題金沢貞顕による公家からの典籍の借用・書写・収集からうかがえる人的交流をリンクさせることで、改元・改暦をめぐる公武交渉の実態を検討した。

花園天皇の即位に際して選定された「延慶」は、伏見院の主導で関東申次西園寺実兼らの意向を反映していた。一方、即位の日取りの設定には凶例とされる中間朔旦冬至が問題であった。先例とされた保元改暦は、鳥羽上皇没後の保元の乱の発生が背景にあったことをみると、延慶改暦は乱の発生を回避する願望があった可能性がある。

一方、貞顕による典籍の書写・収集活動は、彼の文化的営為を知る目的で研究されてきたが、その書写先には大覚寺統の公家や改元・改暦に関わった人物との交流が濃厚である。書写活動には公家からの情報収集などの目的が潜んでいただろう。また、後年の貞顕書状には延慶元年の改元・改暦の時期に東使が在京していたために自身の鎌倉下向がかなわなかったとある。これは、東使二階堂貞藤・長井貞広が上洛して花園天皇の奏事始にいたる交渉、長崎思元が関与した改元・改暦完了後の建長・円覚両寺を定額寺とする一件と円覚寺扁額の拝領という二つの事態をさしている。右の事情を勘案すると、即位以前の改元と批判された延慶改元と鎌倉幕府の関与を強調する公家の態度は、中間朔旦冬至の回避を前提に即位・改元の日取りに合意した伏見院と得宗北条貞時の立場を反映していると考えることができる。

【キーワード】年号、勘文、広橋家、菅原家、鎌倉幕府

はじめに

源頼朝は寿永改元後も「治承」を使いつづけて京都の年号を拒否したが、その後、鎌倉幕府は年号や暦の制定にあたって自身の意向を表明して朝廷に働きかけ関与するようになる。その事例は所功氏が指摘されており、貞応三（一二二四）年の元仁改元で「元仁」を不快としやがて嘉禄改元にみちびいたこと、花園天皇の代始改元である徳治三（一二三〇）年の延慶改元は幕府側が守邦王の將軍就任を慶祝するために要請したと想定され、北爪真佐夫氏も嘉禄改元を幕府の介入の例とされた。⁽¹⁾その後、幕府は元弘二（一三三二）年の正慶改元では改元定の延期について「自鎌倉有言旨」とあからさまに延期を要求しており、間接的ながら改元の実務に関与した（『統史愚抄』元弘二年四月一〇日条、『新訂増補国史大系』本、以下同）。右の事情と対応するように、鎌倉では安貞改元で改元吉書始がはじまり、將軍九条頼経のころからは年号の伝達は朝廷の鎌倉への使者派遣から六波羅探題経由に改められるなど権威的態度がみられるようになる（『吾妻鏡』嘉禄三年二月二六日、『新訂増補国史大系』本、以下同）。また、幕府要人と親しい藤原広範は乾元改元の勘申者に選ばれながら関東におり、嘉元改元の際は出家して勘申をすすめなかった（『元秘抄』『統群書類従』一一上）。朝廷が広範を勘申者に選び続けた背景には、鎌倉への配慮があったろう。

本稿は、幕府の意向が反映したとされる延慶改元について検討するものである。延慶改元が異例なのは、年号をかえる改元と既定の具注暦をその年に入ってから変更する改暦が一連の作業で行われた点にあった。延慶改元のこれまでの研究は、①山下克明氏らが指摘した延慶改暦とリンクしておらず、②武家側の窓口の六波羅探題金沢貞顕の行動と役割が未解明な点にある。改元・改暦を一連の過程としてとらえて六波羅探題

の活動と照合することで、改元に関わる公武交渉を再検討してみたい。なお、竹内理三編『鎌倉遺文』からの引用は「鎌遺」、神奈川県立金沢文庫編『金沢文庫古文書』は「金文」、永井晋等編『金沢北条氏編年資料集』は「金沢編年」と略して示した。

① 島津家本『大唐陰陽書』付載の延慶改暦文書の検討

延慶改暦に関わる文書は島津家本『大唐陰陽書』に付載される文書として伝来してきた。文書の性格とこれに関わった人物を検討するためにその書誌と内容について述べておきたい。『大唐陰陽書』は、中村璋八・大谷光男・山下克明氏らによると、本来の書名は『陰陽書』、唐の貞観一五（六四一）年に呂才らが撰じ、日本には天平一八（七一六）年以前に伝来した。卷三・三三三は年間の暦注配当の一覧表で、暦注記入の手本として便利なため単独で『大唐陰陽書』と呼ばれた。⁽²⁾ 暦注・雑注には日本で書き加えられたものも多いとされる。⁽³⁾ 諸本の書誌的検討には中村璋八氏の研究があり、東京大学史料編纂所所蔵島津家本は奥書に文書が付載されている点で他と異なる（島津家文書801/45）。

此書両卷、以陰陽頭兼曆博士從五位下賀茂保憲朝臣本所伝也、奥注云、以春家本上下卷、比交既畢、彼本奥、嘉祥元年歲次^{戊辰}七月朔^{戊午}五日^{壬戌}、從五位上曆博士大春日朝臣真野麻呂書之、然則、教家之說^符府合、累代之本不謬、若合他本有錯者、可知他誤^云、合又件本有兩本、猶為正兩本法授書畢、但件本一曆儒家仁宗・仁統・增命五師家本也、今一本醍醐寺增本畢、專不可有錯者也、此奥書中五師者、是宿曜三師、曆家・儒家是二家、仁宗・仁統・增命、是三家三人之歟、咨^{シエンハ}

⁽¹⁾ 章中朔旦事、詢算宿之兩道、已改謬曆、任保元之先躅、被宣下之、曜道之中、独及勘奏、明識之至、尤有叡感者、院宣如此、悉以狀、

十二月十日

前平中納言経親判

宣算法印御房

最勝園寺殿^②

改暦并転位事、承候了、目出候之、

徳治三年

崇演

延慶元戊申十二月廿八日

沙弥在判

弁法印御房

延慶元也、改元十月九日 自徳治三年戊申至応永廿六年己亥、当

百十二年也、

大永五年^{乙酉}菊月十日

右、件書全部并立成記暦作之内、悉認之、然而大統暦者窓月令翰墨訖、

本書は平安期の暦博士賀茂保憲の本を底本とし、嘉祥元（八四八）

年に暦博士大春日真野麻呂書写本などで比較校合している。奥書は京

大本とほぼ共通するが、延慶改暦の文書が付載され、さらに応永二六

（一一一九）年書写本を大永五（一一二五）年に再び書写したとある。

山下克明氏は島津家本を大永五（一一二五）年の書写本とされた^⑩。末尾

の文章からは、『大唐陰陽書』は明暦である「大統暦」とセットで伝来

したとみられるが、「大統暦」のほうは現在の所では見当たらない。

一方、付載文書は、①が伏見上皇院宣、②が得宗北条貞時書状である。

②の得宗書状は渡邊正男氏が安堵等の公的な役割をもつ文書として得宗

の権威で発給されたとした^⑪。さらに、佐藤雄基氏が得宗書状は貞時以降

に公家政権での法的根拠をもつ文書として位置づけられ、僧への祈祷命

令や賞、寺院・公家への安堵や僧の補任などに使用されるようになり、

従来、関与することを遠慮した公家・寺院等の事項に踏み込むときに使

われるようになったと評価している^⑫。①は宿曜師の改暦での勘奏を賞し、

②は改暦の功による僧位の上昇を褒賞している。得宗貞時書状は、従来

は幕府が関与をばかっていた暦の作成・変更にかかわる宿曜師の仕事

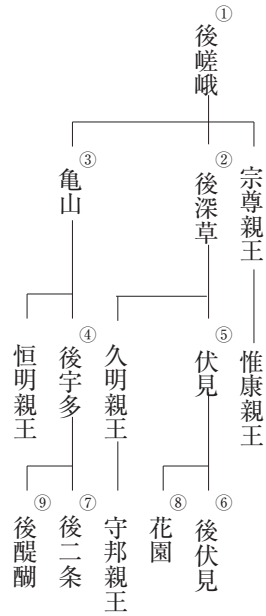
への恩賞を通知する文書として使用されたのである。このことから、延慶改暦は公武共通の問題であったのであり、この点から宛先の宣算法印と弁法印は同一人物とみられよう。奉者平経親と宣算法印は、経親が伏見院の院司で恒明親王立坊事書の作成者で鎌倉との交渉役、宣算法印が宿曜師とされている^⑬。以下、検討したい。

平経親は、伏見天皇の正応五（一一九二）年に右大弁となり記録所寄人、同年に蔵人頭、永仁二（一二九四）年に従三位、同七年に従二位、正安二（一三〇〇）年に辞官、徳治二（一二七六）年二月に「御使」として関東に下向し三月に帰洛した。やがて、延慶二（一三〇九）年正月に正二位、正和六（一三一七）年、伏見院の葬礼に出仕後に出家した（『公卿補任』、『新訂増補国史大系』本、以下同）。『洞院家廿巻部類』に「伏見院執権」とみえて伏見院の有力な近臣だった^⑭。それ以前は、正応元（一一八八）年一月二日の権大納言（藤原兼忠）家御教書の奉者にみえており鷹司家の家司だった（鎌遺一六七九四）。鷹司兼忠は、正応二年から永仁六年の間、伏見天皇の皇子・胤仁親王（後伏見天皇）の東宮傅であり（『公卿補任』）。やがて、経親は永仁六年六月九日付伏見上皇院宣案に奉者としてみえる（鎌遺二〇一四三）。鷹司家の家司から伏見院の院司に取り立てられ地歩を固めていった。この間、持明院統の重臣京極為兼とは和歌の子弟関係にあった^⑮。

経親で特筆されることは徳治二（一三〇七）年の「恒明親王立坊事書案^{徳治二年}」と関わっていた点である。恒明親王は龜山院の子で母は昭訓門院（西園寺実兼娘）、当時の天皇は後二条天皇だった（『本朝皇胤紹運録』『群書類本部類集』一）。龍肅氏の研究により政治過程を記しておく。嘉元二（一一三〇）年以後嵯峨院が没すると持明院・大覚寺兩統の対立が顕著となった。龜山院は皇太子に尊治親王（後二条天皇弟、後の醍醐天皇）より恒明親王をすえることに変え、後宇多院と対立するようになった。大覚寺統は分裂し、持明院統は恒明親王をおす側にまわっ

た。⁽¹⁷⁾ 事書案は恒明親王を皇太子とするもので、経親はそれを幕府に伝えるために下向した。実際は、後二条天皇の急死後に花園天皇が践祚し尊治親王が皇太子となったため実現しなかったが、この経過から、三浦周行氏は、事書案は持明院統から幕府へ皇太子の践祚を促す為に遣されたもので京極為兼が関わったのではと推察された。⁽¹⁸⁾ 一方、森茂暁氏は事書案の端裏書に「不出之 事書案 経親卿書之 徳治二年」とあることから、事書案は実際には幕府に提出されておらず、経親は皇位問題の調停のために派遣されたとされた。⁽¹⁹⁾

〔天皇家略系図、①以下は天皇の継承順〕



経親と宿曜師との関係は、「伏見宮記録」延慶三(一一三〇)年一月二三日条に伏見院の女御・広義門院寧子の着帯・祈禱について以下のようにみえる(『大日本史料』稿本)。

三、星供 宿曜師榮算法印、

供料経親卿沙汰、榮算八九百疋之由申之、而経親卿只下行三百疋、榮算申子細云々、治定分可尋記、

宿曜師の榮算法印が祈禱を行い、経親が供料の支払いを担当した。榮算が九貫文を要求したのに、経親は三貫文を支払い榮算が不満をもちたところ。経親は朝廷の祈禱に関わる場面で宿曜師と密接に関わっていた。

宿曜師には珍流・算流・一流などの流派があったが、榮算は宿曜師の

なかでも「算」を名乗る算流の一員であった。村山修一氏によると算流は東方祭という特殊な行法を相伝し、善算は花園天皇と昵懇でその子息は真言系とみられることなどを指摘された。⁽²⁰⁾ また、戸田雄介氏は、將軍頼経期に活動した珍譽が清水寺付近の北斗堂を由緒としていたこと、⁽²¹⁾ 院政期の珍也は法隆寺系で清水寺付近に北斗降臨院という私院を営んだこと、慶算は醍醐源氏の出で園城寺の僧であることを指摘した。⁽²²⁾ 宿曜師には天台・真言などの諸流があり、算流の宣算は真言系で朝廷・幕府と密接な関係にあったと推察できる。⁽²³⁾

算流の活動をみよう。良算は東方清流御祭を、貞永元(一一三二)年閏九月一四日に朝廷の要請で彗星出現にあたって修し(『民経記』、『大日本古記録』、以下同)、寛喜元(一一三〇)年十一月二日には鎌倉で天変の祈禱で修している(『吾妻鏡』)。その後、聖算は寛元四(一一四六)年閏四月六日に朝廷の要請で北斗供を修した(『岡屋閑白記』、『大日本古記録』)。両人の系譜は公卿定文に次のようにみえる(『葉黄記』寛元五年正月二六日条、鎌遺六七九四)。

一、賢算律師・算明法橋申宿曜道事、

宿曜秘法、慶算法印相承之、慶算伝二人之弟子良算・算明、良算伝聖算、々々於旅館頓滅、今賢算、良算弟子算明等致此相論、又良算実子幼童陀羅尼丸、帯父讓、聖算実子幼童有王丸、憑賢算之扶持、又望申之也、算明已伝受秘法了、慶算注置其子細了、然者、為器量之仁可奉御祈歎、後可伝陀羅尼丸歎之由、予発語、被同之、又可被召覽文書正文云々、条々大概如此、不見本文書者、後見難心得歎、然而篇目許也、早破也、

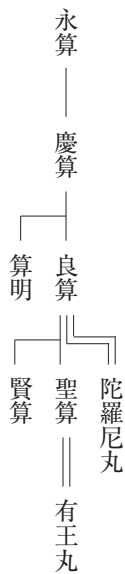
良算と聖算は直接の師弟関係にあり、聖算没後、その継承をめぐる良算の弟子賢算と算明らで相論となった。良算の実子陀羅尼丸は父良算の讓状、聖算の実子有王丸は賢算の扶助を根拠に争った。また、算明の伝承した慶算の秘伝書は陀羅尼丸に伝えられた。基本書の伝授など師資相

承を根幹としつつ、実子相続という世俗的側面を内包していた。一方、宿曜師の僧位をみると弘安年間以前の僧位昇叙例注文が参考になる（兼仲卿記「弘安六年春卷裏文書、鎌遺一四八二九）。冒頭には「」道輩自法眼叙法印例」とあり、諸道の者で法眼から法印に叙した例をあげている。「算」のつく人物のみをあげておこう。

慶算 永算大徳弟子、
建暦元年十二月卅日
良算 慶算法印弟子、
同日嘉禄三年五月廿三日叙、
後者大僧都
聖算 良算一、
嘉禄四年三月□日

慶算・良算・聖算は算派の正統な継承者で、朝廷からしかるべき地位に任ぜられていた。この点から、宣算法印（弁法印）は改暦での貢献により僧位を昇させており、慶算らと師資相承で連なる宿曜師だったと推測される⁽²⁴⁾。宣算が伏見院・貞時両者から褒賞された背景には算派の宿曜師の公武との密接な関係があった⁽²⁵⁾。

〔宿曜師・系譜、一線は師資相承関係、||は親子〕



② 延慶改元・改暦時の公武交渉について

延慶改元・改暦の経過をみておこう。徳治三（一三〇八）年八月四日に將軍久明親王が帰洛し、一〇日に守邦王が新將軍に任ぜられた。その後、二五日に後二条天皇が没して翌二六日に花園天皇が踐祚した。九月一九日には尊治親王が皇太子、守邦王は親王となり三品に叙せられた。やがて、一〇月九日に改元となり改暦が決められ、十一月六日に即位の

大礼が行われた⁽²⁶⁾。暦は一〇月の大を小にして十一月朔日が冬至となることを避けた。

延慶改元は所功氏が幕府側の意図があり親王將軍就任の慶祝のために改元を要請したとされ、改暦は桃裕行⁽²⁷⁾・山下克明⁽²⁸⁾両氏により章中朔旦（中間朔旦冬至）によるものとされた。中間朔旦冬至とは、一九年に一度の一月朔日が冬至と重なる吉例朔旦冬至に対し、その中間に朔旦冬至が発生する例で延暦三（七八四）年以降に生じて凶例とされた。延慶改暦では、保元元（一一五六）年の先例にならって三善遠衡・宿曜師宣算が担当して改暦された。改元に関わる状況はわかるが、鎌倉側の関与などは未解明の部分が多い。

当時の京・鎌倉の関係は、改元詔書が京都から鎌倉に到着する時間に反映しているように思われる。『吾妻鏡』建久元（一一九〇年）年四月二五日条には「去十一日有改元、改文治六年、為建久元年云々」とあって一四日かかって詔書が到着した。なお、『吾妻鏡』には正嘉三年条が欠如して正元改元の詔書の到達過程は不明だが、正元改元の経過等については関連して後段で述べた。『吾妻鏡』から改元詔書の鎌倉到着を遅い順に示すと以下のようになる。一覧は、上から到達日数、年号（改元理由、西暦、改元日、鎌倉到着日）である⁽³⁰⁾。

- 不明 寛喜（災異、一二二九年、三月五日改元、改元吉書始が二五日）
- 一九日 嘉禎（災異、一二三五年、九月一九日改元、一〇月八日着）
- 一六日 暦仁（災異、一二三八年、一月二三日改から元、一月九日着）
- 一五日 安貞（災異、一二二七年、一月一〇日改元、二五日着）
- 一四日 建久（災異、一一九〇年、四月一日改元、二五日着）、元仁（災異、一二三四年、一月二〇日改元、二月四日着）
- 一二日 貞永（災異、一二三二年、四月二日改元、一四日着）
- 一日 仁治（災異、一二四〇年、七月一六日改元、二七日着）

一〇日 承元(災異、一二〇七年、一〇月二五日改元、十一月五日着)、
建曆(代始、一二一一年、三月九日改元、一九日着)、嘉祿(災
異、一二二五年、四月二〇日改元、五月二日着)
九日 建仁(辛酉革命、一二〇一年、二月一三日改元、二二日着)、
建保(災異、一二一三年、二月六日改元、一五日着)、延応(災
異、一二三九年、二月七日改元、一六日着)
八日 天福(代始、一二三三年、四月一五日改元、二三日着)
六日 弘長(辛酉革命、一二六一年、二月二〇日改元、二六日着)
五日 寛元(代始、一二四三年、二月二六日改元、三月二日着)、
文応(代始、一二六〇年、四月一三日改元、一八日着)
四日 康元(災異、一二五六年、一〇月五日改元、九日着)、正嘉(災
異、一二五七年、三月一四日改元、一八日着)

改元詔書の到達時間をみると、災異改元の場合は比較的ゆっくりで、
代始改元の場合は全体的に早い。災異改元でも康元・正嘉の場合は四
日ときわめて早い。改元実務の進行がくわしくわかる寛元改元の場合、
鎌倉到着は三月二日だが、『吾妻鏡』、京都での議事は二月二六日の亥
刻に始まり、『荒涼記』、終了したのは「春夜已曙了」とみえて明け方
近くだった(『民経記』)。したがって、使者の出発は翌二七日早朝と考
えられ、実質的には四日で到着していた。関連して承久の乱の際、後鳥
羽上皇の院宣は四日で鎌倉に届けられ緊急事態の対応であった(慈光寺
本『承久記』、新日本古典文学大系四三・三二四頁)。実際、京・鎌倉間
の最短の例は、貞応三(一二二四)年の義時死去の際が三日(『吾妻鏡』)、
時宗の死去の報も三日である(『師守記』、『神奈川県史 資料編 古代・
中世三(上)』四六〇二)。一方、通常の場合は、飛鳥井雅有の『春の別
れ』をみると、建治元(一二七五)年八月一日早朝に京都を出発し一三
日に鎌倉に到着している。急ぎの旅でなければ一三日前後で到着してい
た。右の事情をみれば、四日での到着は承久の乱の院宣送付や義時・時

宗の死去という重大事態と匹敵するスピードだったことになる。
また、開幕以降は一〇日前後以上が通例だったが、寛元年間以降は理
由を問わず早く伝達されるようになった。後嵯峨天皇・執権時頼の出現、
将軍の九条頼嗣から宗尊親王への交代と対応しており、朝廷と鎌倉の融
和的事態を反映しているものと推察される。このことは疾疫・飢饉に
よる正元改元の際の朝廷の対応にもうかがえる(『一代要記』、『改定史
籍集覧』一冊三四五頁等)。広橋兼綱筆『改元部類記』引用の「師光記」
によれば、正嘉三(一二五九)年三月二七日条に大外記の「明年号字事、
可注申関東仁如何」という問いに対して「強不可然、近年奉行之時注申
之、且正嘉被注也、可宜之趣返答之而已」とある(国立歴史民俗博物館
所蔵、広橋家蔵)。事前に幕府に年号字を伺うことが慣例化していたが、
正元改元ではこれを行わなかったとある。後嵯峨院の時代には右の事態
が通例化していた。京・鎌倉の改元詔書の到着スピードの短縮は、幕府
と朝廷との内諾などの事前打ち合わせが必須となっていたことの反映と
みられよう。

そこで、延慶の改元・改暦をめぐる京・鎌倉の互いの情報伝達につ
いて考えてみたい。後二条天皇が死去したのが八月二五日、改元は一〇
月九日、改暦は一〇月二五日だった。この年には閏八月があるので、改
元決定まで七三日、改暦決定まで九一日である(33)。当時の六波羅探題金
沢貞顕の派遣した使者が京・鎌倉の連絡に要する日数は通常は一〇日か
ら二週間前後だが(鎌遺二二六八五・二三五一四)、嘉元三(一二三〇五)
年の北条時村暗殺の報は七日(鎌遺二二二二五)、嘉元二年の称名寺長
老審海の入滅の報は八日である(鎌遺二二八五四)。通常一〇〜一四日、
金沢氏一族内の緊急事案の伝達は七・八日だった。上記の例を参考にす
れば、八月二五日の後二条天皇死去の報は、最短で八月二八日、遅くて
閏八月二日ころには鎌倉に着いていただろう。鎌倉での判断は閏八月
一〇日ころには京都に着いていたこととなる。したがって、八月二六

日の花園天皇の踐祚、同日の摂政藤原師教の補任は朝廷が独自にすすめた事項となろう（『公卿補任』）。その後、閏八月二日には後二条天皇の初七日仏事、同月二九日には代始仏事と護持僧の補任とつづき、九月四日に奏事始となった（『統史愚抄』三九二頁）。幕府の朝廷との間で公に認知された交渉は九月四日以前には開始できない状況にあったとみられよう。

右の事情は東使二階堂貞藤・長井貞広の行動と対応する。⁽³⁴⁾『統史愚抄』では九月三日に「関東使左近大夫入道道潤^{長井}、入洛参院^{院殿}、奏可有御政務由」とあり、三日に入洛して伏見院を訪ねて花園天皇の執政について奏上し、翌四日、「於院^{院殿}、有奏事始、御政務後也」と花園天皇の奏事始がおこなわれ、一〇月二日に年号勘文の宣下、九日に改暦の宣下がなされている（『統史愚抄』三九二頁）。他に日付などが若干相違する記録もあるが、経過はほぼ同じである。東使が上洛して奏事始におよんでいた。東使は閏八月一五日を過ぎたころには鎌倉を出発していたであろう。このときまでに、幕府は後二条天皇死去の報をうけ、即位・改元・改暦に関する日取り等の情報交換を行い、形式的にしる奏事始の日取りは鎌倉の承認を前提にしていたであろう。以後、一〇月六日に花園天皇の御即位定が行われ（『師守記』貞和五年六月二八日条）、九日に改元、一五日に政始（『師守記』貞和元年一〇月三〇日条）、二五日に関連する行事の日取りが決定した（『統史愚抄』三九三頁）。こうして、十一月一六日に即位となった（『園太暦』文和元年九月九日条）。

即位以前の改元の実施に対し、後代の洞院公賢は元正天皇（霊龜元年）・平城天皇（大同元年）・後鳥羽天皇（元暦元年）の例をあげて特例としている（『園太暦』文和元年九月九日条）。また、中原師守は花園院の即位の日取りを決めるに際し、一〇月二五日に「被定御即位以下日時、先度雖被勘之、今日被改勘、依改暦事歟、上卿権大納言^{花山院}藤原師信卿春宮大夫、兵部卿」とあり、即位の日は改暦の問題が新たに発生して決められ

た（『師守記』貞和五年六月二九日条）。即位儀礼の順序を検討するなかで十一月朔日が中間朔旦冬至になることが判明し、凶例となるためこれを避けて即位の日を選定したのである。

一方、改元の交渉経過は、鷹司冬平の『後照念院関白冬平公記』徳治三年一〇月九日条に幕府の関与が次のようにみえる。⁽³⁶⁾

九日、改元定也、先例多者讓位翌年有此事、而今度関東内々有申旨之間、忿被行別儀也、（中略）此次、返上勘文、此間且可被申所存之由示人々、仍面々評議、為藤朝臣帰来、仰可一同之由、^{不参仙洞、摂政被示歟、兼被承院仰歟}（中略、「延慶」）下^二置慶字例又不快之由按察申之間、猶難一決之由、重奏聞之処、帰来云、改徳治三年可為延慶元年、^依代始例詔書令作^三、予召内記大内記行氏、仰之了、退出、依有勞事所早出也、此後事可奉行之由、示按察也、詔書以下与奪納言之条有先例也、

摂政は、改元決定時は九条師教だが、十一月に辞任して鷹司冬平に交代する。右の内容は冬平による師教批判で、通例は讓位の翌年に改元となるが、今回は幕府からの内々の申請で急ぎ改元となった。改元は公卿一同の合意で決めるべきなのに、摂政九条師教から示された。事前に伏見院から示されていたのではないかとある。

年号選定の経過を後伏見天皇の『後伏見天皇御記』よりみると、一〇月九日に年号勘文が菅原在輔・藤原淳範・藤原淳繼により提出されたもののうち、在輔提出の「延慶」「慶長」などが良いとされ、摂政九条師教が伏見院と対面して相談し、師教の考えも「延慶」でよろしかろうというものであったという。その間の内容は次のようなものである。

〔九日〕諸卿今夜定申之趣、仗議中間職事参申条、遠遠御所往反有其煩、延慶・々長等之間ヲ定、諸卿も挙申歟、然者摂政可相計之由、兼被仰摂政歟、深更為藤朝臣参、申改徳治三年可為延慶元年之由、諸卿定申云々、凡此事、兼治定上者、雖勿論也、^{異カ}恥事例歟、先々禁裏・仙洞之間、如此遠遠時も、如此事二職事往反事也、又此仙洞強

禁裏不遠、改元時、先例も毎度二諸卿所存を職事参申院、就是治定了、年号ヲ被仰下事也、今夜議ハ、治定様ヲ事了後参申也、雖聊如此事、違先例之条、可為自由儀歟、愚意所存、無左右記頭之条、尤有憚也、〔増補史料大成 歴代宸記〕三二二・三二三頁

〔十日〕即位以前改元不普通歟、但、今度関東密々有申旨入道相國之由聞之、依不及左右有其沙汰也、即位以前改元天曆也、其外之例可引勸者也、代始改元、任常例無赦恩詔、〔増補史料大成 歴代宸記〕三三四頁

院は摂政がまとめよと言ひ、二条為藤が夜更けに参向して「慶」のつく延慶・慶長が候補とされ公卿も納得したとある。決まったこととはいへ恥であるといひ、院と天皇の御所を担当の職事が往来し、決まった年号を通知された。先例にそぐわない勝手な判断である。即位以前の改元も尋常ではない。今回の件は、幕府が西園寺実兼入道に密かに伝達して決まったと聞いていると批判している。延慶改元の事情は、洞院公賢が即位以前の改元に元暦・延慶を例にあげ、「元暦即被経沙汰念被行、非不快例之上、延慶又就関東申行有沙汰、仍可被念行之、宥宥沙汰之条、何事有哉之旨申了」とあるように、武家からの依頼による先例として記憶された〔園太暦〕文和元年九月二七日条。延慶改元への幕府の関与は、その選定経過のなかにあつたと指摘している。なお、実兼の関東申次としての活動には、延慶元年一二月の建長・円覚寺を定額寺とする件が知られるが、その交渉自体が改元・改暦と関係していたことは後述する。

延慶改元では新年号が事前に決定していたことに問題があるとされた。通常の手続きは、年号案の勘申者数人を選定して勘文を提出させ、勘文には数種の年号と漢籍からの引文が記されている。それを陣座で公卿が難陳して後に決定する。『改元宸記』により延慶改元の様相をみておこう〔統群書類従〕一一上。勘文提出者と年号案は、日野俊光〔慶長・延慶・康永〕、菅原在輔〔正慶・慶長・暦長〕、藤原淳範〔弘建・建久・

延文・応安・正弘〕、藤原敦継〔嘉慶・天明・明長〕であつた。院は延慶・慶長、鷹司冬平・西園寺公頼・西園寺公衡は延慶、洞院実泰・花山院師信・土御門雅長・中御門経継らは別年号を支持した。⁽³⁸⁾藤原淳範・藤原敦継の案には支持者がおらず、最初は「康永」が多数を占めたが「延慶」と決まった。西園寺実兼らの意向が通つたのである。⁽³⁹⁾伏見院・西園寺実兼のラインがあり、その関係者に北条貞時がいたことだろう。

次に改暦の経過をみよう。小槻長興は文明一一（一四七九）年に「章中朔旦」を避けるにあつて保元・延慶・嘉吉の先例を参考に一〇月三〇日を一一月朔日とする改暦を行つたとある〔長興宿禰記〕文明一一年一〇月二四日条、『改定史籍集覧』二四冊六一七・八頁。一〇月の大を小とし一二月の小を大とすることで中間朔旦冬至をさけた。延慶改暦に先立つ保元改暦は保元元（一一五六）年一〇月二六日に公布してあり、七月の鳥羽上皇の没後の保元の乱の発生をうけたものだった。⁽⁴⁰⁾延慶改暦の公布も一〇月二五日と保元改暦に近い日取りである。鳥羽上皇の没後の保元の乱の発生により章中朔旦の回避を行つた保元改暦と、後二条天皇の没後の花園天皇踐祚と章中朔旦の回避という延慶改暦は、後者が改元と一体化していた点で保元改暦とは異なるものだったが、天皇の死没後の章中朔旦による改暦という点は共通している。乱の発生を回避する願望がこもっているとしたら、改暦に貞時らの意思が反映していたということとなる。一連の経過をみても幕府側の具体的な介入の痕跡は希薄ではあるが、伏見院のもとで実行された改元・改暦に幕府側の事前の内諾、中間朔旦冬至の回避をめぐる日取りの選定への幕府の意向が反映したとみるのが穏当だろう。

③ 六波羅探題金沢貞頼と朝廷との関係

延慶改元・改暦のころの六波羅探題は、六波羅北方探題の北条時範が

徳治二（一三〇七）年に没してのち後任が補任されなかったため、延慶元（一三〇八）年末まで南方の貞顕一人だった⁽⁴¹⁾。この間、貞顕は典籍の書写に熱心だった。そのため、貞顕による典籍の書写・収集は政務の参考書の獲得との評価がある一方、政務は官僚らが担い貞顕の仕事は重時時代ほど激務ではなかったという細川重男氏の評価もでてくる⁽⁴²⁾。貞顕の典籍入手先は公家で、書物の借用・書写・伝授が公武交渉とどのように関わるか検討してみたい。

貞顕は伏見院の院司の日野俊光・平経親らからの公務上の窓口に見える⁽⁴³⁾が、私的な交流は大覚寺統の人々との関係が色濃い⁽⁴⁴⁾。吉田定房の『吉口伝』には、嘉元三（一三〇五）年に定房が後宇多院を訪れて夜行に付いての処置に院宣が下った際、官人らは「貞顕之縁、依有内縁也」と言ったとある（『統群書類従』一一上）。貞顕は大覚寺統側に密接な縁をもっていたようだ。実際、後二条天皇の死去について貞顕周辺の女性は「御いたはり、た、五日にて候しか」と死亡状況を具体的に伝えている（鎌遺二三三四四）。こうした立場は、正中元（一三二四）年に室町院領の処理が大覚寺統に有利にはたらいた際、花園天皇が「貞顕張行」と批判した点にもうかがえる（『花園天皇日記』正中三年三月九日条）。大覚寺統の人物との関係は典籍の書写にもうかがえる。『百鍊抄』巻八の奥書には吉田定房・万里小路宣房からの本の借用と書写・校合がみえる（金文識語二〇五〇）。

嘉元二年四月廿六日、以大理定房卿之本、書写校合畢、又、以権右中弁宣房朝臣之本見合訖、
（万里小路）

卷五・七・一七は定房本、卷一〇〜一六は宣房本での書写・校合、卷八・九は定房本を書写し宣房本で校合した。金沢氏の関係者は以後も兩人と緊密な関係を維持していた⁽⁴⁵⁾。

貞顕と改元勘文の提出者の関係をみると、日野俊光からは嘉元二年に『院号部類記』⁽⁴⁶⁾（宮内庁書陵部所蔵）、菅原在輔からは同三年に『六臣註

文選』（建仁寺両足庵所蔵）を借りて書写している。菅原在輔の立場は『六臣註文選』の奥書に明白である⁽⁴⁷⁾。なお、奥書の文には記述された人物の考証の便宜に①〜④の番号を付しておいた。

- ① 以菅家秘説、奉授申皇太子而已、式部大輔菅臣在輔
- ② 以菅家秘説、授申九条三品羽林而已、式部権少輔在輔
- ③ 以家秘説授申右大将軍訖、

鷹司殿翰林主人 菅原在輔

- ④ 正安二年九月八日、家秘説奉授 皇太子而已、

学士菅原在輔

永井晋氏らの検討の通り、①④の皇太子は邦治親王（後二条天皇）、②の九条三品は九条忠嗣である⁽⁴⁸⁾。在輔は正安三年に後二条天皇の侍読となり（『菅儒侍読年譜』、『統群書類従』四上）、式部大輔には同年から乾元元年七月まで在任した（『公卿補任』等）。したがって、後二条天皇が皇太子だったころの伝授と確認できる。一方、九条忠嗣は「北条氏系図」に実泰の娘が「女 二位中将忠嗣卿室」とみえ（『系図纂要』第八冊収録）、忠嗣の妻は貞顕の大叔母だった⁽⁴⁹⁾。問題は、③の「右大将軍」と「鷹司殿翰林主人」である。鷹司殿は兼忠・冬平父子のいずれかだろう。永仁六年に伏見天皇から後伏見天皇への譲位により兼忠は東宮傅を辞し、春宮大夫だった冬平は翌七年に内大臣になった（『公卿補任』）。「翰林主人」は北畠親房の『職原鈔』の文章博士に「唐名翰林学士、又云翰林主人」とあり文章博士である（『群書類従』第五輯・六一三頁下段）。「鷹司殿翰林主人」とは鷹司家に仕える文章博士という意味だろう。菅原在輔は鷹司家の家司で、当主の意向を受けて「右大将軍」⁽⁵⁰⁾に伝授したのでろう。菅原在輔はその後に伏見天皇の侍読となり、延慶四年には花園天皇の侍読となった（『花園天皇日記』応長元年二月二十七日条）。在輔は文章博士菅原氏の家を基盤に鷹司家との縁も結んでいたこととなる。貞顕は自身の血縁的關係を媒介に改元・改暦に関わった人物たちと親しい

関係を築いていた。

貞顕は恒仁親王とも身近な関係で、媒介者には藤原経雄・光経らが想定される。このころ、貞顕は祖父実時本に欠落していた『群書治要』の補写を行っており、巻二九・三〇を嘉元四（一三〇六）年に藤原「右大弁三位経雄」、巻一四を徳治二（一三〇七）年に藤原「左衛門権佐光経」から借用した（金文識語四七八）。巻二八の校合は延慶元年一二月一七・一八日で、鎌倉に帰る直前だった。巻二八は呉の孫和の立太子と即位に関わる徳政をその構成内容としており、花園天皇の即位とその後改元・改暦にいたる現実の政治の推移に相応している。貞顕による『群書治要』の補写は当時の政治状況と対応していた。

経雄と光経の鎌倉との関係をみておこう。経雄は、後二条天皇の嘉元四年に参議、徳治三年に散位となった人物で（『公卿補任』）、祖母は菅原為長の娘であった（『尊卑分脈』第二篇一九七頁、『新訂増補国史大系』本、以下同）。貞顕の祖父実時の後見の観証は菅原為長の孫であった（『関東往還記』弘長二年三月一日条、『西大寺叡尊伝記集成』七四頁）。経雄の祖母と実時の後見人は極めて近縁の関係にあった。一方、九条光経は正和四（一三一五）年に参議となっており（『公卿補任』）、祖父忠高は文永二（一二六五）年に一門の顕朝が大納言につくが、前年に顕朝が氏長者忠高自身の中納言を超越することになったために忠高は「関東」に訴えてその昇任を阻止した（『民経記』文永二年四月二五日条）。鎌倉と昵懇な人物の系譜にある兩人は貞顕にとっても近しい立場だった。

朝廷での立場は、経雄は昭訓門院御産雑事を記録した乾元二（一三〇三）年四月一日付けの七夜雑事定文に法皇の饗宴の役に「行事右中弁経雄朝臣」とみえる（鎌遺二二四一九）。昭訓門院は龜山天皇の後宮藤原瑛子で恒明親王を産んだ。経雄はお産の行事用途等の管理に携わる後宇多院の院司だった。一方、光経も徳治元（一三〇六）年一二月一八日の後宇多上皇院宣案の奉者に「左衛門権佐光経」とみえ同様の

立場だった（八坂神社文書、鎌遺二二八一七）。貞顕は恒明親王の皇太子擁立や延慶改元・改暦に関わった人々と親しい交流を重ねていたのがある。

恒明親王周辺にも金沢氏関係の女性があり、仮名書きの貞顕書状にみえる「今宮」が恒明親王であることは『神奈川県史 資料編2 古代・中世(2)』で指摘されている。いずれも『光明真言念誦次第』紙背文書で、書止は「あなかしく」とあり女性宛てだろう。その一通には「法皇の御あとハ、院御方へハまいり候ハて、ミナ今宮へまいるなときこえ候、返々ふしき二覚て候、西園寺（公衡）候やらん」とあり、恒明親王誕生後、後宇多院に参ぜず恒明親王周辺に人が集まっているとある（鎌遺二二三二五）。他の書状では、「いま今宮殿の御いたはわり、わつらハしく」と病状を承知していたり（金文四九五、金沢編年三三三）、「いま宮殿よりの古今たまハリ候ぬ」と『古今集』の贈答や書簡の受けとりが確認できる（金文四九七、鎌遺二二三二七）。貞顕は恒明の身辺の女性を介して本の贈答や情報提供をうけるなど、きわめて近い関係にあった。

恒明親王の立場は、嘉元三年の龜山上皇処分状に冷泉殿と文庫等の一期知行後の譲渡が示され（龜山院凶事記、鎌遺二二二八五）、徳治三年の後宇多上皇讓状案には、龜山院から譲られた後宇多院所得分の安楽寿院領は「関東有計申旨、管領之後、同又可分進恒明親王之由、重申之間、当時為彼分、若達子細者、專可付惣領歟」、歎喜光院領も「依関東申状、支配恒明親王分、然而又重有申旨、被立替安楽寿院畢」とあるように幕府の保証で譲渡が約束されていた。また、証拠文書等は皇太子の尊治親王に渡されたが、「後二条院為長嫡可相承之処、不慮崩御、御悲歎而無尽」と後二条天皇の死去などで不如意となった（東山御文庫文書、鎌遺二三三六九）。幕府の保障や身辺への女性の介在からみても、恒明身辺の情報に貞顕に入るのほもつともな事だった。

氏寺である金沢称名寺の長老鋳阿苑の貞顕書状には恒明親王の立太子

要請や延慶改元・改暦のことは一切みえないが、関わっていないほうがおかしい。それを推察させるのが元徳元（一二二九）年ころ、東使二階堂道蘊上洛中に息子で六波羅探題貞将にあてた次の書状の一節である（鎌遺三〇五八〇）。

一、兼冬使節事、未無御沙汰候之際、一昨日^{廿一日}、温泉下向事、申入候時、謁長崎左衛門入道、再三申候了、出羽入道^{道蘊}在洛之間、御免難治候歟、彼下向以後可参向之由、御返事を被下候之様、可有申御沙汰候、且愚老延慶二年に最勝園寺殿御時下向候時、前年の十一月に、明春可下向之由、預御返事候了、先例如此候之旨申候き、可存其旨之由、返答候、いかなるきか候やらん、いま、て遅々候、無心本候、被申候之趣、不及御沙汰候者、早速^三（後欠）貞頭は、箱根での湯治の許可を願ひ出た際、長崎円喜に貞将の鎌倉下向を申し入れた。円喜の返答は東使在洛中には許可を出せないというもので、それに関して貞頭が延慶元年一月に翌年正月の下向を許可された例をあげている。この時の二階堂道蘊の在京からみて、貞頭も延慶元年年末に東使在京のため鎌倉下向がかなわなかったと言っているのだから。

右にみる直接的な東使は延慶元年の建長・円覚両寺を定額寺とする一件と関わり。右の一件は九月二十九日の西園寺公衡書状で伏見院に申し入れたところ宸筆を与える了解があったとあるのが初見である（鎌遺二二三九五）。九月二十九日に尊治親王の皇太子、守邦王の親王・三品の承認が終わった後に円覚寺の額の一件が承認された³²。その後、一月七日、貞頭は次のような内容を得宗被官進藤時綱に伝えている（鎌遺二三四四五）。

円覚寺額事、任被仰下之旨、可令申入 ^{（伏見上恩）} 仙洞給由、内々伺申西園寺 ^{（公衡）}
殿候之処、悉被下 ^{（思元、高光）} 震筆候、子細定長崎三郎左衛門入道令言上候歟、
以此旨、可有洩御披露候、恐惶謹言、

十一月七日 ^{（時綱）}
越後守貞頭「（花押）」
進上 尾藤左衛門尉殿

円覚寺の額は、貞時の命をうけて関東申次西園寺公衡を通して伏見院に上申し許されたので、詳細は長崎思元が伝えるとある。この書状は花園天皇の即位大札の翌日に発給されている。即位儀礼の終了と円覚寺扁額の許可は相関連するものだったろう。このころ、思元は鎌倉へ出発したのだから。その結果は伏見上皇院宣に以下のようにみえる（円覚寺文書、鎌遺二三四八七）。

建長・円覚両寺可為定額寺事、即被 宣下候了、官符二通被召遣之由、可被申関東之旨、
院御気色所候也、仍言上如件、経親誠恐頓首謹言、
^{（延慶元年）} 十二月廿二日 ^{（平）} 経親上

進上 伊豆守殿
建長寺・円覚寺を定額寺とすることを認めた院宣の宛先の伊豆守は、西園寺家の家司師康とみられる³³。貞頭が申次西園寺公衡を介して伏見院に申請した時期は、貞時が貞頭の鎌倉帰還を承認した時期と重なっていた。長崎思元は先の貞将宛て貞頭書状にみえる東使の一人だろう。思元は一月七日ころにはすでに京都を発っていた。一月初頭に定額寺と扁額の一件は裁可されたのだが、この一件は改元（一〇月九日）、改暦の公布（二五日）をうけての事態と考えられよう。改元・改暦の実施に至る経過と円覚寺勅額の許可の内容を携えて鎌倉に帰還したとすると、思元は一月二〇日過ぎには鎌倉に帰還したとみられよう。

その後、一二月七日には新任の六波羅探題北方の北条貞房が京着、一〇日に六波羅で評定始が行われた（鎌遺二三四七四）。貞房の鎌倉出發は一月二〇日過ぎとなり、長崎思元の鎌倉到着と入れ替わりとなる。宣算への延慶改元・改暦での褒賞の伏見院院宣の発給は二月一〇日、貞時の宣算への感状発給は二月二八日である。京・鎌倉の移動を二四

日前後とみると、長崎思元が鎌倉に帰って報告すると新探題貞房が鎌倉を出発し、京着すると宣算への褒賞の院宣が出されたことになる。思元の在京期間は不明だが、円覚寺の扁額の拝領は延慶改元・改暦の完了の時期と重なっている。これは偶然ではなからう。伏見院は延慶改元・改暦への貞時の協力を、得宗家の私寺である建長寺・円覚寺の官寺の公認として褒賞したとみられよう。鎌倉帰還が明瞭になってくる一二月一八日、貞時は『群書治要』の校訂を終え、翌延慶二年の正月一四日付けの順覚書状には「昨日、六波羅殿下向候」とある（鎌遺二三五五九）。貞顕出京のころ、貞時は宣算への感状を発給していた。

おわりに

延慶改元・改暦は、後二条天皇の死去をうけた花園天皇の践祚と中間朔旦冬至の年にあたることを背景に行われた。改暦に関わった宣算は公武と密接な関係にある宿曜師で、改元は関東中次西園寺実兼を媒介にした鎌倉との合意が背景にあった。これに関わった人物は、伏見院の院司日野俊光や平経親ら、また、伏見院と昵懇の鷹司兼忠らであり、彼らには六波羅探題金沢貞顕の典籍の書写・収集に協力した人々が多く含まれていた。

改元・改暦に関わる仕事は京・鎌倉間の連絡・交渉と不可分であった。その窓口の一つであったろう六波羅探題は南方貞顕のみであり、貞顕の鎌倉下向は改元・改暦が完了した延慶元年一月に許可があり、実際に帰還したのは翌二年正月であった。花園天皇の即位と改元・改暦の実施は、鎌倉からみると東使二階堂貞藤らの派遣にはじまり、得宗被官長崎思元の帰洛によって完了したとみられる。改元・改暦の完了と円覚寺の扁額拝領は相互に重なり合っている。後に北畠親房は『神皇正統記』のなかで、天皇践祚の際の改元は翌年とするのが流例なのに、延慶改元は

即位以前に行っており「非常例」と批判したのは、幕府の意図的行為を知っていたからだろう。とはいえ、改元・改暦の実行主体は伏見院周辺を考えるのが穏当で、東使の京都と鎌倉の往来は貞時らの強力な協力・支援状況を語ったものではなからうか。⁽⁵⁵⁾ 鎌倉の介入には中間朔旦冬至を避ける日取りの選定があり、これを起点に即位・改元の日取りに影響を及ぼしたのであろう。宿曜師宣算への感状は、右の事情を物語るものではなからうか。

註

- (1) 『日本の年号』（雄山閣、一九七七年二月）一四六・一四七頁。
- (2) 「元号と武家」（『文士と御家人 中世国家と幕府の史僚』青史出版、二〇〇二年三月、二〇〇〇年初出）
- (3) 『大唐陰陽書の考察―日本の伝本を中心として―』（『平安時代陰陽道史研究』、思文閣出版、二〇一五年一月、二〇一一年初出）
- (4) 『大唐陰陽書考』（『日本陰陽道書の研究』、汲古書院、増補版二〇〇〇年一月）
- (5) 『日本古代の具注暦と大唐陰陽書』（『東アジアの古代を探る―暦と印章をめぐる―』、大東文化大学東洋研究所、一九九九年二月、大谷A論文と略称）、「日本の具注暦と『大唐陰陽書』」（上記書収録、大谷B論文と略称）
- (6) 前註(3) 山下論文。
- (7) 山下克明「陰陽道関係史料の伝存状況」（前註(3) 山下著、二〇〇六年初出）。
- (8) (5) 大谷A論文。嫁娶・移徙・元服・出行・乗船などの記載に日本的解釈が濃厚とされる。また、武田時昌氏は、宿曜道と関係する付加記事などについて指摘された（『大唐陰陽書下巻（卷第三十三）唐呂才撰』『漢字と情報』一三、二〇〇六年一月）。
- (9) 前註(4) 論文。諸本の系統を整理された。京大本・静嘉堂文庫本・国立天文台本は同一系列だが、静嘉堂文庫本・国立天文台本では天文台本の方が書き加えた事項が多く、天理大学吉田文庫本には前記の奥書がなく、嘉暦二（一二二七）年書写本を基礎に書写された安倍有春本を天文一一（一五四二）年に清原宣賢が書写したものとされ、醍醐寺に伝来したとみられる本は茨城県六地藏寺本の系統かとされる。
- (10) 前註山下(3) 論文。
- (11) 「関東御教書と得宗書状」（『中世寺社と国家・地域・史料』、法蔵館、二〇一七年五月）。

- (12) 「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏」口入という機能からみた関東御教書と得宗書状―(『日本史研究』六六七、二〇一八年三月)。得宗書状の署判・書止等は貞時・高時について一覽表で示されているが、本文書は収録されていない。関連論文は、他に中島圭一「得宗の安堵―慶応義塾大学文学部古文書室所蔵文書から―」(『日本歴史』七七二、二〇一二年九月)がある。
- (13) 前註大谷A論文。
- (14) 前註(3) 山下論文。
- (15) 宮崎康充編『検非違使補任』別巻(続群書類完成会、二〇〇六年四月)
- (16) 佐々木孝弘「中世歌合諸本の研究(三)」―乾元二年為家卿家歌合について・附校本―(『斯道文庫論集』三四、二〇〇〇年二月)
- (17) 『鎌倉時代』(本郷和人編、文藝春秋社、二〇一四年二月、初版は一九五七年) 八七・八八頁。
- (18) 「兩統問題の一波瀾」(『日本史の研究』第二輯上、岩波書店、一九八一年)
- (19) 「皇統の対立と幕府の対応」―恒明親王立坊事書案 徳治二年―をめぐって―(『鎌倉時代の朝幕関係』、思文閣出版、一九九一年六月)
- (20) 「宮廷陰陽道の形骸化と世俗陰陽道の進出」(『日本陰陽道史総説』、塙書房、一九八一年四月)
- (21) 「鎌倉幕府の宿曜師―特に珍誉について―」(『仏教大学大学院紀要』三五、二〇〇七年三月)
- (22) 「宿曜道の院政期―珍賀と慶算を中心に―」(『仏教大学大学院紀要』三四、二〇〇六年三月)
- (23) 幕府関係者と陰陽師・宿曜師との関連は、嘉元三(一三〇五)年の北条時村・宗方暗殺事件の際の倉栖兼雄書状に、貞時は「殿御作法不信無極御事候」状態(其時)で、兼雄は泰山府君祭等の祈祷を「陰陽師并宿曜道」に依頼したとある(鎌遺二二二一八)。
- (24) なお、「弁法印」には山城禪定寺造営年次目録に弘安五(一二八二)年時の人物に「別当弁法印御房」がみえるが、別人だろう(禪定寺文書、鎌遺二三八〇六)。
- (25) 宿曜師かとみられる人物に徳治三(一二三〇)八の伏見上皇院宣案にみえる仙算が(其時)いる(伊勢光明寺文書、鎌遺二二二六一)。
- (端書) 「院宣案 被下西園寺家」
- 伊勢国宇治郷大般若藏事、良寛壞渡(其時)蔵於他所之由、被問食之間、被仰付仙
院御気色所候也、仍言上如件、俊光誠恐頓首謹言、
院御三
俊光上
二月四日
- 進上 前左馬権頭殿
- 西園寺家が管轄する伊勢国宇治郷の経蔵を良寛らが壊して他所に引き渡したことについて管理を仙算に命じたが、この時にそれを停止している。宛先の「前左馬権頭」は、延慶三年ころの八月七日付け伏見上皇院宣が紀伊国名田莊の悪党追捕を武家に命じた際に「前左馬権頭」に依頼している点からみて、北条貞時をさそう(大徳寺文書、鎌遺二四三〇八)。徳治三年二月七日の西園寺家御教書案等によれば、大般若経蔵は悪党集団からの襲撃対象で、西園寺氏側は大式律師良寛、仙算を媒介に管理させていた(伊勢光明寺文書、鎌遺二二二六四)。仙算は算派の宿曜師の可能性があらう。
- (26) 岩橋小弥太「花園天皇」(吉川弘文館、一九六二年)
- (27) 前註(1) 所著。
- (28) 桃裕行「閏月と朔旦冬至(一九九七年閏への執心)」(『桃裕行著作集7 曆法の研究』上、思文閣出版一九九〇年五月、一九七四年初出)。曆作成の方法は同「嘉元三年見行草について」(上記同一書、一九六七年初出)に具体的に記されている。
- (29) 前註(3) 山下論文。
- (30) 改元理由は所功「年号の歴史(増補版)」(雄山閣出版、一九八八年三月)によった。
- (31) 「天日本史料」五、一六、一七四、一八九頁。
- (32) 水田喜夫「飛鳥井雅有日記全釈」(風間書房、一九八五年六月)
- (33) 湯浅吉美「増補日本曆日便覧 上」(汲古書院、一九九三年五月)
- (34) 細川重男「鎌倉幕府得宗専制論」(吉川弘文館、二〇〇〇年一月)
- (35) 「歴代皇紀」では東使の上洛は閏八月二十九日とされるが九月三日の記事は同じである(『改定史籍集覧』一八冊)。また、『興福寺略年代記』には九月二日に東使の備前入道・出羽前司貞藤が入洛して奏聞以下の行事が続いたとある(『続群書類従』第二九輯下・一七六頁下段)。
- (36) 『続々群書類従』五。『改元部類記後照念院冬平公記嘉元 徳治 延慶』(国立歴史民俗博物館所蔵、広橋家)により引用した。
- (37) 森茂暁「幕府への勅裁伝達と関東申次」(『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年六月)
- (38) 人名比定は「公卿補任」による。所功編『日本年号史大事典』(雄山閣、二〇一四年一月)も参照。なお、上卿の花山院師信は一月一六日の即位に遅参して花園天皇から「恐懼」の処分をうけたが(『公卿補任』)、その死去に際しては天皇自ら喪に服しており信頼された人物だった(『花園天皇日記』元亨元年一月一日条)。担当公卿の師信は「延慶」を推薦しておらず、花園天皇の意向が反映した形跡は薄い。
- (39) 高辻長成「元秘別録」をみると、「延慶」は以前に三度ほど候補となっていた。それは、①「元久」(建仁四年、革命)、勘文は藤原宗業で出典は「後漢書曰、莫不終以功名、延慶于後」。②「正嘉」(康元二年、勘文は藤原光兼で出典は「後漢

- 書曰、本文武之業、擬堯舜之道、攘災延慶、号令天下、③「正安」（永仁七年、代始）、勘文は淳継で出典は「後漢書」。④「延慶」（徳治三年、代始）、勘文は藤原俊光で出典は「後漢書曰、以功名延慶于後」である。④は①と出典が同じである。年号勘文を作成する家にとつて、年号の名称と典拠は既知のものだったろう。なお、「元秘別録」のデータは水上雅晴氏（国立歴史民俗博物館共同研究「広橋家旧蔵文書を中心とする年号勘文資料の整理と研究」代表）の提供をうけた。伝本・内容の解題と勘文等の国語学からの見解は、石井行雄「室町時代漢籍訓読の一事例―『元秘別録』と『語学文学』四六、二〇〇八年三月）がある。
- (40) 保元元年一〇月一八日に公卿の「朔旦曆論」があり、二六日に「以十月卅日戊辰、為十一月朔、以冬至置二日」として一二月を小にすることとなった（『百練抄』、『新訂増補国史大系』本七二頁）。官宣旨は一〇月二六日に発せられた（『西園寺伝来秘記』）。
- (41) 森幸夫「南北両六波羅探題の基礎的考察」（『六波羅探題の研究』、続群書類従完成会、二〇〇五年四月）
- (42) 「十三代執権・十五代執権 金沢貞顕」（『鎌倉将軍・執権・連署列伝』、吉川弘文館、二〇一五年一月）
- (43) 徳治二（一三〇七）年、六条殿に入った盗人を「武家」が捕縛した件では日野俊光の書状や日記等に明白とみえ、紛失物を日野俊光が受け取るようにしてほしと依頼している（伏見宮記録、鎌遺三三〇七・二・三三〇八）。
- (44) 上島眞智子氏は、兼好が鎌倉で接触した関東祇候の廷臣平惟俊を媒介に大覚寺統後宇多院嫡流と貞顕等との関係を述べている（『卜部兼好と周縁の人々―『兼好法師家集』30番「これとこの朝臣の家にて」を視座として―』『人間社会環境研究』（金沢大学）二二二、二〇一二年三月）。
- (45) 元徳二（一三三〇）年に何らかの問題が発生した際、某人は「御でらの事も申て候、ふきやうまでの（万理小路）の（納戸）の（納戸）の殿にて候けるか、このほといたハられ候て、さしをかれて候を、よしたの（吉田）の（位）の、このほとハしめてすし候か、申さた候ハむするにて候、この人はない（内）の入たう」と記している（鎌遺三〇八六九）。
- (46) (47) (48) 永井晋他編『金沢北条氏編年資料集』（八木書店、二〇一三年三月）
- (49) 「金沢北条氏の系譜」（『金沢北条氏の研究』、八木書店、二〇〇六年二月）
- (50) 『公卿補任』によると、弘安年間から正安三年までの右大将は、近衛家基・久我通基・西園寺実兼・二条兼基・花山院家教・西園寺公衡・近衛家平・一条内実・近衛家平が該当する。近衛家平の母は鷹司兼忠の義妹で時期が近い（『尊卑分脈』第一篇七四・七七頁）。
- (51) 年代が判明するものは、北条顕時が「故殿」とあり、顕時は正安三（一三〇一）年三月に没している（金文四九八、鎌遺二二三三八）。また、長井時千は「宮内権大輔」とみえるが（金文四九一、鎌遺二二三二九）、その補任は嘉元元年一月一日である（『実躬卿記』）。なお、「今宮」については、『伏見宮記録』嘉元元（一三〇三）年七月二日条に「禅林寺殿、今宮御行始」とあり恒明親王は「今宮」と称されていた。一方、皇太子となる尊治親王は「帥のみこ」と呼ばれていた。徳治三年に花園天皇が即位し皇太子に尊治親王がすえられて恒明親王の目はきえた（前註（19）森論文）。
- (53) 『公衡公記』延慶三年一〇月二三日日条には、「家司前伊豆守師康」とある（『広義門院御着帯記』、『史料集 公衡公記』第三・一四二頁）。
- (54) 岩佐正校注『神皇正統記』（岩波文庫、一九七五年一月）一六五頁。
- (55) 延慶改元後、貞顕は再び六波羅探題に赴任するが、目立った書写活動はみられない。朝廷の人々との間になんらかの変化が生じていたのかもしれない。
- 【付記】 本稿は「第一〇六回歴史フォーラム 年号と日本文化」（二〇〇一七年九月一六日）での発表内容をもととしている（『広橋家旧蔵文書を中心とする年号勘文資料の整理と研究』、国立歴史民俗博物館共同研究、代表水上雅晴）。
- （愛知学院大学文学部）
- （二〇一七年一月六日受付、二〇一八年六月四日審査終了）

the dispatch of Tōshi messengers, Nikaidō Sadafuji and Nagai Sadahiro, to the capital city to negotiate details about the enthronement of Emperor Hanazono and (2) the involvement of Nagasaki Shigen in negotiations to grant Kenchō-ji and Engaku-ji temples the status of Jōgakuji after the era name change / calendrical reform and bestow a signboard on the latter temple. In light of the above, it can be assumed that the era name change to Enkyō, which was criticized for preceding the enthronement, and Court nobles' attitudes that emphasized the interferences of the Kamakura Shogunate may have reflected not only the political stance of Tokusō Hōjō Sadatoki but also the agreement of Ex-emperor Fushimi to set the dates of the enthronement and the era name change to avoid the irregular coincidence of the winter solstice and moon cycles.

Key words: Era name, fortune statement, the Hirohashi family, the Sugawara family, the Kamakura Shogunate

**A Study of Interferences of the Kamakura Shogunate
with the Era Name Change / Calendrical Reform to Enkyō:
Based on the Analysis of Documents Appended to *Daitō Inyōsho***

FUKUSHIMA Kaneharu

The era name was changed to Enkyō in Tokuji 3 (1308), when Emperor Goniō died and was succeeded by Emperor Hanazono. This incident was referred to as an example of interferences of the Kamakura Shogunate with the era name change, which fell within the exclusive competence of the emperor, although most past studies discussed the era name change separately from the calendrical reform made at that time as part of the enthronement process. Ex-emperor Fushimi and Tokusō Hōjō Sadatoki praised Sensan, a master astrologer, for his contribution to the calendrical reform to Enkyō in their letters, respectively, which were appended to the Shimazu family's copy of *Daitō Inyōsho* (the Book of Yin and Yang in the Tang Era). This study analyzes this calendrical reform in relation to the process of enthronement of Emperor Hanazono and in comparison to the personal networks reconstructed by examining which Court nobles Kanesawa Sadaaki, appointed to Rokuhara Tandai as a liaison to the Imperial Court, borrowed, copied, and collected books from to elucidate the actual negotiations between the Imperial Court and the Shogunate on the era name change and the calendrical reform.

Enkyō was chosen as the name of the first era of the reign of Emperor Hanazono, reflecting the opinions of Court nobles such as Saionji Sanekane, Kantōmōshitsugi (a liaison to the Kamakura Shogunate), under the leadership of Ex-emperor Fushimi. Meanwhile, that year's winter solstice coincided with a new moon, breaking the coincidence cycle of 19 years, and this was seen as a bad omen. The fact that at the time of the calendrical reform to Hōgen, which formed a precedent, the War of Hōgen broke out after the death of Ex-emperor Toba implied that the calendrical reform to Enkyō may have been related to the wish to avoid war. On the other hand, the studies of Sadaaki's collection and transcription of books aimed to elucidate his cultural activities but also revealed that through these activities, he is highly likely to have interacted with Court nobles of the Daikakuji lineage and other people involved in the determination of the era name change and the calendrical reform. His transcription activities may have been secretly aimed at collecting information from Court nobles. Moreover, according to a letter he later wrote, he could not go to Kamakura because Tōshi messengers dispatched from the Kamakura Shogunate stayed in the capital city at the time of the era name change / calendrical reform in Enkyō 1 (1308). This could refer to the following two issues: (1)
